

シリーズ① ともとも 国保制度

国民健康保険は、公的医療保険の一つです。公的医療保険は、加入者が支払う保険料や国の国庫負担(税)を主な財源として、運営

にあたる保険者が加入者に医療サービスを提供する仕組み。主に次の六つがあります。

①協会けんぽ(中小企業の労働者らが加入。保険者は全国健康保険協会)

②組合健康保険(大企業の労働者らが加入。保険者は健康保険組合)

③共済組合(公務員や私学教職員らが加入。保険者は共済組合)

④後期高齢者医療制度(75歳以上の人が加入。保険者は広域連合)

⑤組合国民健康保険(特定の職業の従事者らが加入。保険者は国民健康保険組合)

⑥自治体国民健康保険(原則①②③④の加入者以外が加入。保険者は市町村と都道府県)

主な公的医療保険と加入者数

	0歳~74歳	75歳以上
労働者ら	協会けんぽ 約3700万人	後期高齢者医療制度 約1600万人
	組合健康保険 約2900万人	
	共済組合 約900万人	
自営業等	組合国民健康保険 約300万人	
無職等	自治体国民健康保険 約3200万人	

(注)加入者数は2016年3月末時点

助け合いから社会保障制度へ

国民皆保険の支柱

日本では全国民が、原則として①⑥のいずれかに加入します。これが1961年に実現した「国民皆保険」です。(図参照)

国民皆保険は、国民には人間らしく生きる権利(生存権)があり、国には生存権を等しく保障する義務があると定めた憲法25条に基づいたものです。

人間らしく生きる

- ① 協会けんぽ(中小企業の労働者らが加入。保険者は全国健康保険協会)
- ② 組合健康保険(大企業の労働者らが加入。保険者は健康保険組合)
- ③ 共済組合(公務員や私学教職員らが加入。保険者は共済組合)
- ④ 後期高齢者医療制度(75歳以上の人が加入。保険者は広域連合)
- ⑤ 組合国民健康保険(特定の職業の従事者らが加入。保険者は国民健康保険組合)
- ⑥ 自治体国民健康保険(原則①②③④の加入者以外が加入。保険者は市町村と都道府県)

保健の向上に寄与

改定後「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」(法1条)

国民皆保険を実現するために、国保が、加入者の助け合いの制度から、社会保障制度として大きく見直されたことがわかります。

このシリーズでは、社会保障制度としての国保の現状と課題について解説します。(村崎直人) (随時掲載)

⑥の自治体国民健康保険(以下「国保」と略)は、自営業者や無職者ら他の公的医療保険に加入できない人たちが対象にされており、国民皆保険を支える重要な「支柱」となっています。

現在の国保は、58年に法律(国民健康保険法)が全面改定されて以降、制度がつくられてきました。

ここで、改定前と改定後の法律条文を読み比べてみましょう。

改定前「国民健康保険八相互扶助ノ精神ニ則リ(中略)保険給付ヲ為スヲ目的トスルモノトス」(法1条)